

機能名	仕様書たたき合	業種フローの対応	B市	C市	D市	E市	F市	G市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点)	
4.1.3.	納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	No. 3.10			[当初課税前処理・全般]■納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。			[4.1.5. 特別納入書発行]納入書を不要とする事業者に対して、発行しない機能はコストの観点から必須の選択です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝われているのか）	当初の仕様書たたき合の記載から、変更無しといたします。	
	前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。				[当初課税前処理・全般]■前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。			[4.1.6. 特別納入書発行]納入書の場合は、事業所の届け出により特別な取扱いとなるため、事業所からの変更依頼があった場合は、前年度のままとす機能です。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝われているのか）	当初の仕様書たたき合の記載から、変更無しといたします。	
4.1.4.	光ディスク等による給付支払報告書の提出があつた事業者に対して、磁気媒体による特別微収税通知電子データ一括または個別に作成できること。										
4.1.5.	光ディスク等による給付支払報告書の提出があつた事業者に対して、磁気媒体による特別微収税通知電子データ一括または個別に作成できること。	No. 3.10			[特徴通知書送込]■光ディスク書き込み用の、税額通知書（特徴義務者用）M0、CDの作成ができること。	[当初課税処理・全般]■光ディスク書き込み用の、税額通知書（特徴義務者用）データ一括または個別に作成できること。	[当初特徴通知書作成・磁気媒体提出事業所用税額通知データ作成]■電子媒体で給付支払報告書を行った事業所に対して、税額通知書の光ディスク等の媒体に変換して税額通知データの作成ができること。	[4.1.5. 電子データ通知書作成・磁気媒体用]■電子媒体で給付支払報告書を行った事業所に対して、税額通知書の光ディスク等の媒体に変換して税額通知電子データが作成できること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はない	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「光ディスク等による磁気媒体による特別微収税通知電子データ一括または個別に作成できること。」	
	電子データ通知作成(光ディスク用)										
4.1.6.	eLTAX連携用の特別微収税通知・変更通知電子データ(正本・副本)が一括または個別に作成できること。	No. 3.10			[特徴通知書送込]■eLTAX連携用を利用した特徴税通知データを作成できること。 ■LGMANを利用した特徴税通知データのデータ連携ができること。	[6.2.4. 当初通知書交付 (529, 533, 545)]■eLTAX連携用の、税額通知書（特徴義務者用）データ一括または個別に作成できること。 ■LGMANを利用した特徴税通知データのデータ連携ができること。	[当初特徴通知書作成・eLTAX給報提出事業所用税額通知データ作成]■eLTAX給報提出事業所用の税額通知データ作成ができること。	[4.1.6. eLTAX連携用の特別微収税通知電子データ作成 (eLTAX連携用)]■eLTAX給報提出事業所に対する税額通知書の電子データの作成機能がない場合は、電子データを媒体に変換する機能によっては実現可能である。ただし、eLTAX連携用の特別微収税通知電子データ作成機能がない場合は、電子データを媒体に変換して格納することができる。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で勝われているのか）	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「eLTAX連携用の特別微収税通知電子データ作成 (eLTAX連携用)」	
	電子データ通知作成(eLTAX連携用)										
4.2. 普通微収税通知発行											
4.2.1.	当初処理、更正処理の結果に基づいた、普通微収税(決定・更正)通知書(当初、更正分)を通知日を指定して発行できること(現年度分及び過年度分)。データで一括出力も可能など。	No. 3.15 No. 4.18			[普通通知書送込]■普通通知書送込の場合は、同一人の納付通知書の返還時に、同一人の納付書が印字されるように変更が出来ること。 ■納付書の発送者は、抜取りができること。 ■同一の人の納付書が印字されるように変更が出来ること。 ■同一の人の同一の納付書が印字されるように変更が出来ること。 ■同一の人の同一の納付書が印字されるように変更が出来ること。	[6.2.4. 当初通知書交付 (513, 515, 517, 534, 540)]■普通通知書の納付通知書・納付書が自序で出力できること。 ■納付通知書印刷用の大量機器印刷用ファイルの出力が可能であること。 ■同一の人の納付書が印字されるように変更が出来ること。 ■同一の人の同一の納付書が印字されるように変更が出来ること。	[当初課税処理・全般]■納付通知書の納付通知書・納付書が自序で出力できること。 ■納付通知書印刷用の大量機器印刷用ファイルの出力が可能であること。 ■同一の人の納付書が印字できること。 ■同一の人の同一の納付書が印字できること。	[合算後修正・税額確定通知書]■合算後修正・税額確定通知書の納付通知書・納付書は自序で出力できること。 ■合算後修正・税額確定通知書の納付通知書・納付書は自序で出力できること。 ■同一の人の納付通知書については、納付書印刷用の大量機器印刷用ファイルの出力が可能であること。 ■同一の人の同一の納付書が印字できること。	[4.2.1. 普通納税通知書発行]■普通納税通知書の納付通知書の納付通知書・納付書は自序で出力できること。 ■納付通知書印刷用の大量機器印刷用ファイルの出力が可能であること。 ■同一の人の納付通知書については、納付書印刷用の大量機器印刷用ファイルの出力が可能であること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はない	①機能の追加 二重下線部の通り修正します。 「普通納税通知書の納付通知書(正本・副本)が一括または個別に作成できること。」
	普通微収税通知書等発行										
W12追加-27	特別微収税の過年度減額通知と普通微収税通知書の形式で発行できること。										
	税額等の変更がない更正処理による納稅通知書は一括発行の対象外とできること。										
W12追加-28	新規登録者の納稅通知書は更正処理に倣づく一括発行の対象外とできること。										
	以下の項目を指定して、通知書の山分けができるること。 <指定項目> ・税款年期 ・税款年月 ・税款年 ・税款番号 ・税款番号(区内特別便用対応) ・納付書の有無 ・本人死亡										
W12追加-29	新規登録者の納稅通知書は更正処理に倣づく一括発行の対象外とできること。										
	以下の項目を指定して、通知書の山分けができるること。 <指定項目> ・税款年期 ・税款年月 ・税款年 ・税款番号 ・税款番号(区内特別便用対応) ・納付書の有無 ・本人死亡										
W12追加-30	一括または任意で個人を指定し、普通微収税通知書及び納付書を発行できること。										
4.2.2.	普通微収税通知書発行	No. 7.2			[累積報告]■普通通知の納付書は、金融機関・郵便局・コンビニなどででき、クリップ式納付書・ペイジー・クレジット・ヤフー・公金・モバイル等に対応していること。	[6.2.4. 当初通知書交付 (536, 538, 539)]■納付書の印字ができること。 ■納付通知書印刷用の大量機器印刷用ファイルの出力が可能であること。 ■同一の人の納付通知書について、部時で「決算書」や「差額書」の出力もできること。	[当初普通通知書作成・コンビニ収納対応]■納付書はコンビニ収納に対応できること。 ■[当初普通通知書作成・クレジット・収納対応]■納付書がクリップ式納付書に対応できること。	[4.2.2. 普通納付書発行]■任意で個人を指定し、普通納税通知書及び納付書を発行できること。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させてください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はない	①機能の修正 二重下線部の通り修正します。 「二重下線部の通り個人を指定し、普通微収税通知書及び納付書を発行できること。」	
4.2.3.	税額変更があった場合は、納付状況と運動し差額の納付書が発行できること。										
	納稅通知書の発送日に納期履歴を経過している期割の納付書は一括発行の対象外となること。										
4.3. 年金特徴通知発行											

